

平成27年度

第1回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 平成27年5月28日(木) 午後6時30分

場 所 帯広市役所 10階 第5B会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 諮 問

・平成27年度国民健康保険料率について

(2) 報 告

・帯広市国民健康保険保健事業実施計画について

(3) その他

・議事録公開方法の見直しについて

4 閉 会

目 次

諮 問

1 平成27年度国民健康保険料率について……………P1

2 説明資料

(1) 前年比較表……………P2

(2) 平成27年度国民健康保険料率改定の考え方…P3

(3) 積算内訳……………P4～6

(a) 医療保険分(一般)……………P4

(b) 後期高齢者支援金分(一般)……………P5

(c) 介護納付金分(2号被保険者)……………P6

報 告

1 帯広市国民健康保険保健事業実施計画について 資料別添

その他

1 議事録公開方法の見直しについて ……………P7

諮 問

1 平成27年度国民健康保険料率について

(a) 医療保険分(一般)

区 分	平成27年度
所得割	9.20%
被保険者 均等割	25,400円
世帯別 平等割	28,800円

(b) 後期高齢者支援金分(一般)

区 分	平成27年度
所得割	2.70%
被保険者 均等割	7,900円
世帯別 平等割	8,800円

(c) 介護納付金分(2号被保険者)

区 分	平成27年度
所得割	1.70%
被保険者 均等割	8,400円
世帯別 平等割	6,400円

2 説明資料

(1) 前年比較表

(a) 医療保険分(一般)

区 分		平成27年度	平成26年度	増△減	
所 得 割		9.20%	8.70%	0.50%	
被 保 険 者 均 等 割		25,400円	24,300円	1,100円	
世 帯 別 平 等 割		28,800円	27,600円	1,200円	
賦 課 限 度 額		520,000円	510,000円	10,000円	
一人当たり 保険料	限度額未満世帯	62,038円	60,010円	2,028円	3.38%
	限度額到達世帯 含む全世帯	72,565円	69,712円	2,853円	4.09%

(b) 後期高齢者支援金分(一般)

区 分		平成27年度	平成26年度	増△減	
所 得 割		2.70%	2.60%	0.10%	
被 保 険 者 均 等 割		7,900円	7,500円	400円	
世 帯 別 平 等 割		8,800円	8,600円	200円	
賦 課 限 度 額		170,000円	160,000円	10,000円	
一人当たり 保険料	限度額未満世帯	18,990円	18,356円	634円	3.45%
	限度額到達世帯 含む全世帯	22,110円	21,295円	815円	3.83%

(c) 介護納付金分(2号被保険者)

区 分		平成27年度	平成26年度	増△減	
所 得 割		1.70%	1.90%	△0.20%	
被 保 険 者 均 等 割		8,400円	8,700円	△300円	
世 帯 別 平 等 割		6,400円	7,000円	△600円	
賦 課 限 度 額		160,000円	140,000円	20,000円	
一人当たり 保険料	限度額未満世帯	20,477円	20,870円	△393円	△1.88%
	限度額到達世帯 含む全世帯	23,174円	24,197円	△1,023円	△4.23%

賦課限度額・一人当たり保険料(3区分合計)

区 分		平成27年度	平成26年度	増△減	
賦課限度額		850,000円	810,000円	40,000円	
一人当たり 保険料	限度額未満世帯	101,505円	99,236円	2,269円	2.29%
	限度額到達世帯 含む全世帯	117,849円	115,204円	2,645円	2.30%

(2) 平成27年度国民健康保険料率改定の考え方

(a) 国民健康保険料に係る制度改正

- ・保険料法定軽減判定基準額の見直し

物価の上昇等に対応し、軽減判定基準額を引上げ

区分		基準額算定式	
7割 軽減	新	330,000円	変更なし
	旧	330,000円	
5割 軽減	新	330,000円 + 260,000円 × 被保険者数	
	旧	330,000円 + 245,000円 × 被保険者数	
2割 軽減	新	330,000円 + 470,000円 × 被保険者数	
	旧	330,000円 + 450,000円 × 被保険者数	

(b) 賦課限度額の引き上げ

法定賦課限度額の改定にあわせ、賦課限度額を引上げ(条例改正済)

区分	平成26年度	平成27年度	増△減
医療分	510,000円	520,000円	10,000円
支援金分	160,000円	170,000円	10,000円
介護分	140,000円	160,000円	20,000円
計	810,000円	850,000円	40,000円

(c) 予算編成時における保険料率改定及び保険料軽減繰入の考え方

- ・予算編成時には、賦課限度額未満世帯の保険料改定率について、次のとおりとしています。

保険料については、軽減措置を行わない場合、医療費や拠出額の増などもあり14.7%の増となるが、拡充された保険者支援制度の財源を活用しつつ、H25決算の黒字額を積み立てた基金繰入金180,000千円及び一般会計からの繰入金254,456千円を繰り入れることにより、医療分・支援金分・介護分をそれぞれの歳出単価の伸び率と同程度の改定とし、全体では2.3%の改定率となるようにしたもの。

以上を踏まえ、平成27年度の国民健康保険料率については、『賦課限度額未満世帯の一人当たり保険料』が前年対比2.3%増となるよう保険料率を算定しました。

(3) 積算内訳

(a) 医療保険分(一般)

① 被保険者の状況

区 分	総 数
世 帯 数	24,466 世帯
被保険者数	40,065 人

② 被保険者の所得状況

区 分	所得 額
基準総所得	24,432,135 千円
限度超過所得	5,693,007 千円
賦課標準所得	18,739,128 千円

③ 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区 分	保険者負担額 ①	国の負担・補助 ②	一般会計 繰入金③	保 険 料 滞納繰越④	道費その他 ⑤	保険料現年分 ⑥=①-(②+③ +④+⑤)
金 額	16,822,310	3,339,921	1,190,280	115,887	9,596,434	2,579,788

調定額 ⑦ (⑥÷0.8948)	法定軽減額 ⑧	独自減免額 ⑨	基礎賦課総額 ⑩ (⑦+⑧+⑨)
2,883,089	509,721	24,208	3,417,018

④ 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑩×a	1,708,509	1,025,105	683,404	3,417,018
保険料率 c	9.20%	25,400円	28,800円	-
賦課額 d	1,724,000	1,017,651	675,367	3,417,018
賦課割合 e	50/100	30/100	20/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	509,721
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	2,907,297
独自減免額⑨ h	-	-	-	24,208
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	2,883,089

⑤ 一人当り保険料(独自減免前)

	平成27年度	平成26年度	増△減	増減率
限度額未済世帯	62,038円	60,010円	2,028円	3.38%
限度額到達世帯含む	72,565円	69,712円	2,853円	4.09%

(b) 後期高齢者支援金分(一般)

① 被保険者の状況

区 分	総 数
世 帯 数	24,466 世帯
被 保 険 者 数	40,065 人

② 被保険者の所得状況

区 分	所 得 額
基 準 総 所 得	24,432,135 千円
限 度 超 過 所 得	5,160,349 千円
賦 課 標 準 所 得	19,271,786 千円

③ 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区 分	保険者負担額 ①	国の負担・補助 ②	一般会計 繰入金③	保 険 料 滞納繰越④	道費その他 ⑤	保険料現年分 ⑥=①-(②+③ +④+⑤)
金 額	2,246,818	910,364	296,506	36,846	216,784	786,318

調定額 ⑦ (⑥÷0.8953)	法定軽減額 ⑧	独自減免額 ⑨	基礎賦課総額 ⑩ (⑦+⑧+⑨)
878,273	157,370	7,571	1,043,214

④ 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額	
賦課割合	a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額	b=⑩×a	521,607	312,964	208,643	1,043,214
保険料率	c	2.70%	7,900円	8,800円	-
賦課額	d	520,338	316,514	206,362	1,043,214
賦課割合	e	50/100	30/100	20/100	100/100
法定軽減額⑧	f	-	-	-	157,370
法定軽減後の調定額	g=d-f	-	-	-	885,844
独自減免額⑨	h	-	-	-	7,571
独自減免後の調定額⑦	i=g-h	-	-	-	878,273

⑤ 一人当り保険料(独自減免前)

	平成27年度	平成26年度	増△減	増減率
限度額未満世帯	18,990円	18,356円	634円	3.45%
限度額到達世帯含む	22,110円	21,295円	815円	3.83%

(c) 介護納付金分(2号被保険者)

① 被保険者の状況

区 分	総 数
世 帯 数	11,962 世帯
被 保 険 者 数	14,701 人

② 被保険者の所得状況

区 分	所 得 額
基 準 総 所 得	12,928,044 千円
限 度 超 過 所 得	1,475,573 千円
賦 課 標 準 所 得	11,452,471 千円

③ 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区 分	保険者負担額 ①	国の負担・補助 ②	一般会計 繰入金③	保 険 料 滞納繰越④	道費その他 ⑤	保険料現年分 ⑥=①-(②+③ +④+⑤)
金 額	910,087	361,106	141,530	15,300	92,857	299,294

調定額 ⑦ (⑥÷0.8853)	法定軽減額 ⑧	独自減免額 ⑨	基礎賦課総額 ⑩ (⑦+⑧+⑨)
338,071	54,052	2,614	394,737

④ 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑩×a	197,369	118,421	78,947	394,737
保険料率 c	1.70%	8,400円	6,400円	-
賦課額 d	194,692	123,488	76,557	394,737
賦課割合 e	50/100	30/100	20/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	54,052
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	340,685
独自減免額⑨ h	-	-	-	2,614
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	338,071

⑤ 一人当り保険料(独自減免前)

	平成27年度	平成26年度	増△減	増減率
限度額未満世帯	20,477円	20,870円	△393円	△1.88%
限度額到達世帯含む	23,174円	24,197円	△1,023円	△4.23%

その他

1 議事録公開方法の見直しについて

帯広市国民健康保険運営協議会を含めた附属機関の運営方法について全庁的な方針が示され、その中で議事録については、会議開催後1ヶ月を目途として公開することとされました。現在、議事録の公開には4ヶ月以上の期間を要していることから、議事録確認及び公開の方法を見直すものです。

<従前>

- ① 会議開催後1ヶ月を目途に、事務局で作成した議事録案を出席委員に送付し、内容点検を依頼。修正がある場合は、朱書き修正を事務局宛に返送。
- ② 修正内容を反映後、公開用として発言者名等を加工した議事録を作成。直近の運営協議会開催前に議案と併せて公開用議事録を各委員に送付し、運営協議会冒頭で内容の確認をいただいた上で、市ホームページで公開。

<見直し後>

- ① 会議開催後2週間を目途に、事務局で作成した議事録案を出席委員に送付し、内容点検を依頼。修正がある場合は、朱書き修正を事務局宛に返送。
- ② 修正内容を反映後、公開用として発言者名等を加工した議事録を作成。修正内容を事務局で確認した上で、会議開催後1ヶ月以内を目途に、市ホームページで公開。